参考資料５－３

国名	アメリカ							
制度の名称	FTC			SEC			州執行訴訟
	インジャンクション	排除命令	civil money penalty	インジャンクション	排除命令	civil money penalty	
根拠法	連邦取引委員会法5条、13条a項、13条b項	連邦取引委員会法5条	連邦取引委員会法5条	1933年証券法20条b項 1934年証券取引所法21条d項 投資会社法42条d項 投資顧問法209条	1933年証券法8A条 1934年証券取引所法21C条 投資会社法9条 投資顧問法203条	・民事手続の場合 1933年証券法20条d項(2) 1934年証券取引所法21条d項(3)、21A条 ・行政手続の場合 ・1934年証券取引所法21B条	州の消費者保護法
制度趣旨又は法的性質	・被害者救済 ・違法行為の予防・抑止	・違反行為の予防・抑止	・違反行為の予防・抑止	・当該違法行為による被害の阻止または将来の被害の発生の防止 ・付随的救済は、犯した各々の違法行為に応じてふさわしい実態的な救済手段	・違法行為の排除と将来の違法行為の阻止 ・証券市場のエンフォースメンと強化	・インサイダー取引の民事的な制裁が利益のはきだしにとどまるならば、違反者が発覚したときに利益を放棄すれば免責されることになり、インサイダー取引は「やり得」になってしまうことから、抑止効果として定めた。	被害者が受けた被害を回復し還元すること
主体	連邦取引委員会(FTC)	連邦取引委員会(FTC)	連邦取引委員会(FTC)	証券取引委員会(SEC)	証券取引委員会(SEC)	証券取引委員会(SEC)	州司法長官
対象行為	・虚偽広告 上記広告とは、ラベル以外の広告で食品、医薬品、医療器具、化粧品、マーガリンに関するものあって、重要な点において誤解を生ぜしめるもの。 ・連邦取引委員会法規則違反 例えば、高圧的な販売方法、重要な事実の不開示、不実証広告、濫用的な電話勧誘	①不公正な競争方法 ②不公正もしくは欺瞞的な行動・慣行 ③価格差別 ※・フェンシング・イン(違反認定されていないが、関連行為もあわせて禁止できる)	○行政手続による場合 排除措置命令違反 【FTC法第5条l項】 ○民事手続による場合 取引規制規則の故意違反 【FTC法第5条m項(1)】	連邦証券規制違反全般 ※連邦地裁に対して違反行為の差止を求める。その付随的救済(Ancillary Relief)として、利益吐出しがある。	・登録届出書の重要事項につき真実でない記載を行った場合、誤解を与えるような記載を行った場合、重要事実の記載を怠った場合【33年法8A条】 ・告知および聴聞の機会後に34年法または規則に違反したか、違反しようとしていると認定される場合【34年法21C条】	○民事手続による場合 連邦証券規制違反全般 ・全ての者に賦課可能 ・インサイダー取引等の不公正取引行為・開示書類の虚偽記載に対して行う場合が多い。 ※連邦地裁に訴えを提起 ○行政手続による場合 連邦証券法・規制違反全般 ・規制業者にのみ賦課可能 ・行政判事が審理を行う。 ・技術的な違反行為が中心 ※行政審判官(Administrarive Law Judge)によって執り行われる。	・欺瞞的取引 ・自動車修理、電話販売、情報保護、略奪的融資、ID窃盗、ピラミッドスキーム、ヘルスクラブ等特定の産業や販売方法について規定あり。
要件	・違反している、もしくは、違反しようとしていることを信ずるに足る理由を有していること ・差止命令を出すことが公益に合致していること ・FTCが裁判所に対して適切な立証をすること ・disgorgementの要件 ①私人による損害賠償請求がうまくいかないと考えられる場合 ②違反が明らかである場合、 ③違反による収益や、違反による被害について合理的な算定方法がある場合、 ④私訴が何らかの理由で十分に機能していない場合(時効など)		・許可・取消といった不利益処分では重いと考えられる軽微な違反の場合 ・行為者の善意、悪意、故意、過失を問わない		・暫定的排除命令は業者のみに適用 ・終局的排除命令は連邦証券諸法の違反者すべてに適用		
効果　命令内容　禁止・不法な行為の結果を除去するための行為	○	○		○	○	－	○
効果　命令内容　disgorgement(加害者かが独自に得た利得の引渡し)	○			○(サーベンス・オクスリー法308条)	○(サーベンス・オクスリー法308条)	○(サーベンス・オクスリー法308条)	○
効果　命令内容　restitution(加害者から取得した財産を返還する)	○			○(サーベンス・オクスリー法308条)	○(サーベンス・オクスリー法308条)	○(サーベンス・オクスリー法308条)	○
効果　命令内容　その他	資産凍結命令 財産管理人の選任	・審判開始決定(インジャンクションと同様のもので、競争を回復するために適当な内容を命じる)		①被害救済のために被告の財政状態の維持(管財人の指名) ②違反者の違反前の状態へ回復(契約の取消し) ③将来の違反防止(事件を調査するための特別顧問の指名)	・その他法遵守に必要な措置命令		
効果　命令内容　金額の算定	基本的には総収入全体を計算し、経費支払前の総収入を算定基準とする。 (その上で損害額を算定するかについては、現在調査中)		・排除命令違反が継続された場合、民事罰1万ドルが受命者に科される。 ・裁判所は、違反者の故意の程度、違反歴、支払能力、事業継続への影響を考慮する。	・disgorgementの額については、裁判所の裁量によって計算する。 ・インサイダー取引規制違反の場合は、不当利得の三倍(監督責任者については$1,275,000又は不当利得の三倍のいずれか大きい額)までの制裁金を課すことができる。【34年法21A条】	SECは、当該違反行為と因果関係のある利益の合理的な概算額を示せばよい。後は、被告側が当該金額の減額に関する立証責任を負う。 Disgorgemnetに関し、被告が不正に得たと想定される利益よりも多額の金額を命じることは罰とみなされる。	第一段階(通常の違反行為) ①自然人$6,500、法人$65,000、または、②当該違反行為によって被告の得た不当利得の額のいずれか大きい額。【33年法第20条d項・34年法第21B条b項】 第二段階(違反行為に、詐欺、欺罔、操縦、または、悪意若しくは重過失による規制要件の無視があった場合) ①自然人$65,000、法人$325,000、または、②当該違反行為によって被告の得た不当利得の額のいずれか大きい額。【同上】 第三段階(違反行為に、詐欺、欺罔、操縦、または、悪意若しくは重過失による規制要件の無視があり、かつ、当該違反行為の結果、直接又は間接に、他の者に重大な損害又はそのかなりの危険を生じさせた場合) ①自然人$130,000、法人$650,000、または、②当該違反行為によって被告の得た不当利得の額のいずれか大きい額。【同上】 インサイダー取引に関しては違反行為により得られた利益または回避された損害の額の3倍を超えない範囲で裁判所が定める。	
管轄	連邦地方裁判所	－	連邦地方裁判所	管轄の合衆国地方裁判所、コロンビア地区の合衆国地方裁判所、領域もしくは合衆国の管轄に属するその他の地区の裁判所【34年法21条d項】	－	連邦地方裁判所 【33年法21A条】	
手続上の特徴　個別訴訟・他の集団訴訟との関係	個別訴訟、クラス・アクションと併合可						州権執行訴訟が提起されたことにより、クラス・アクションが行えなくなるわけではないが、被害者が州権執行訴訟により賠償を受けた場合、二重に請求することはできない。
手続上の特徴　不服申立て		FTCの最終決定に対して不服のあるものは控訴裁判所に上訴できる。 控訴審は、原則として法律問題について審査する。			審判に対しては、SECに抗告し、さらに連邦控訴裁判所に控訴することができる。 【34年法25条】 命令により利益を害される者は、営業の主たる所在地をもつ巡回区またはコロンビア地区巡回区の合衆国控訴裁判所に当該命令が登録された60日以内に、命令の一部または全部の修正または取り消すべきことを要求する申立書を提出することによって、当該裁		
証拠収集	・FTC法5条違反、クレイトン法違反事件の調査権限として、民事調査権(CIDs)を発行する権限が付与されている【FTC法20条】。 ・事査を開始するときには、職員の中から審査官を指定し、当該職員に審査を行わせる。審査官はFTC法7条の個別的調査権限に基づき文書提出命令、証人喚問命令による強制調査を行う。			・違法行為に関して何らかの違反があると思料する限には、非公式調査を行うことができる。 ・非公式調査により違法行為についての十分な証拠があった場合には、非公開の委員会で議論を行い、必要と認められれば、公式調査の許可を開始することとになり、調査対象となる人や書類に対し、召喚状(サピーナ)を発する権限がSECに与えられる。			・州法によりCIDやサピーナが規定されており、提訴以前に、資料の提出や証言を要求できる。CIDとサピーナの区別は州により異なる。 ・訴訟においてディスカバリーを行うこともできる。
和解・取下げ		相手方と排除措置について合意し、同意命令により排除措置を採ることを命じて事件を終了させる。	和解につき、その理由の公表を伴い、かつ裁判所によって承認される場合は、FTCは和解することができる。 【FTC法5条m項(2)】	・非公式調査後にいかなる法執行を行うかを決定する過程で、SECのスタッフは裁量により嫌疑者に対し、Well submissionと呼ばれる上申書を提出させる機会を与え、この上申書に基づいて和解をする。 ・和解により決着する場合、嫌疑者は違法行為を否定も肯定もせず、SECが要求する命令については同意する、という内容で事件を決着する。			
分配　方法	・disgorgement fundをつくり、裁判所がトラスティーを任命、分配 ・分配後余剰金が生じた場合は、すべて国庫に帰属			裁判所主導でdisgorgement fundの管理や配分プランに関する聴聞、承認が行われる。また、裁判所の指定した財産管理人が不当利益の回収や配分の任にあたる場合もある。		サーベンス・オクスリー法308条(Fair Fund規定)により、disgorgement fundにcivil penalyが組み込まれ被害者に分配される。	個々の被害者からの申出に応じて被害額を確定し分配する。州司法省が行う場合と、民間業者に委託する場合がある。
分配　分配に関する通知							必須ではないが、州司法省が実施する。被害者の住所が特定されている場合には郵送、それ以外は新聞テレビなどによる広告や公示による。
保全	資産凍結命令 【FTC法13条b項】			SECは発行者またはその役員が連邦取引規制違反に問われている場合に、発行者から役員職員に対する高額の金銭支払いを一時的に差止めるインジャンクションを下すよう求めることができる。 【34年法21C条c項】			
その他	・インジャンクションと排除命令は適宜使い分ける。例えば急ぐときはインジャンクション、新規判断基準を作成するときは、排除命令を選ぶなど。 (pending)		・インジャンクションに伴うdisgorgementとの調整規定はない。 ・刑事罰との調整規定はない。	・違反の際は、法廷侮辱罪が適用される。 ・SECは、当該違反行為と因果関係のある利益の合理的な概算額を示せばよい。後は、被告側が当該金額の減額に関する立証責任を負う。 ・Disgorgemnetに関し、被告が不正に得たと想定される利益よりも多額の金額を命じることは罰とみなされる。 ・SECのHP中にある"Investor Claims Funds"には、SECの法執行案件の中で財産管理人などが指名された案件が掲載(財産管理人のHPにもリンクしている。)されており、被害者とって有益な情報提供の場になっている。		・インサイダー取引規制違反の場合は、不当利得の3倍(監督責任者については$1,275,000又は不当利得の3倍のいずれか大きい額)までの制裁金を課すことができる。 ・SECは、当該違反行為と因果関係のある利益の合理的な概算額を示せばよい。後は、被告側が当該金額の減額に関する立証責任を負う。 ・Disgorgemnetに関し、被告が不正に得たと想定される利益よりも多額の金額を命じることは罰とみなされる。 ・行政法判事(administrative law judge) 調査等により何らかの違法行為が認められるとき、調査担当者が検察官に、被調査対象者またはその代理人が被告に、行政審判官が裁判官に相当する擬似裁判手続きを行う。	

国名			ドイツ		
制度の名称			利益剥奪請求制度(不正競争防止法)	利益剥奪請求制度(カルテル法)	
				カルテル庁によるもの	団体によるもの
根拠法			不正競争防止法10条	カルテル法第34条	カルテル法第34条の a
制度趣旨又は法的性質			・不正競争行為による損害が軽微な場合、不利益を受けた者は、損害賠償請求権の追行に要する費用・負担が損害と釣り合わないために、通常、権利追行を思い止まる。そのため、違反者が差止めの仮処分発令までに獲得した利益をそのまま保持しうる場合が考えられ、このような権利保護の欠如を埋めるべく、利益剥奪請求の制度が導入された。 ・その位置づけは、損害賠償請求権でも不当利益返還請求権でもない独自の実体法上の請求権と位置づけられる。		
主体			①営業・自営業上の利益促進団体 ②一定の要件を充足する消費者団体 ③商工会議所又は手工業会議所	カルテル庁	営業・自営業上の利益促進団体 ※消費者団体には請求権がない。
対象行為			・不正競争防止法第3条又は第7条に違反する行為 ・例えば、消費者の自由決定を侵害するような行為、消費者の無経験・軽率・不安または強制状態を利用するような行為、消費者の誤認を惹起する誤認広告、受け手が広告を望まないのを知りながら広告をなす行為、消費者の同意なしに電話広告をする行為、受け手の同意なしに、自動電話機、ファックスまたは電子メールを用いた広告をする行為等。	・カルテル法の規定、ヨーロッパ共同体設立条約第81条若しくは第82条、又はカルテル庁の処分に違反する行為	
要件			・不正競争防止法第3条又は第7条に故意に違反し、これにより多数の購買者の負担で利益を得ていること。 ※故意に違反した者のみに利益剥奪請求をなし得るとされているのは、仮に過失により違反した者も利益剥奪を受けるとすると、競争法上の違法と不違法の限界領域で活動する事業者は、利益を喪失することを覚悟しなければならず、そうした訴訟リスクにかんがみると経済活動に対する負担が不当に大きくなるから。 ※「多数」とは、不特定多数を意味するものではなく、一定の拡散性が認められれば足りる。 ※「購入者の負担」の要件により、違反行為者の利益が購入者側の財産上の不利益の代わりに直接生じたことが必要とされるが、侵害者利益に相応しい購入者の経済的に悪化した地位で十分とされる。	・故意又は過失によりカルテル法の規定、ヨーロッパ共同体設立条約第81条若しくは第82条、又はカルテル庁の処分に違反し、それによって経済的利益を得たこと。	・故意によりカルテル法の規定、ヨーロッパ共同体設立条約第81条若しくは第82条、又はカルテル庁の処分に違反し、それによって多数の購買者又は供給者の負担で経済的利益を得たこと。 ※「故意」による違反の場合のみ、「多数の購買者又は供給者の負担による経済的利益であること」が必要。
効果	命令内容	禁止・不法な行為の結果を除去するための行為			
		disgorgement (加害者かが独自に得た利得の引渡し)			
		restitution (加害者から取得した財産を返還する)			
		その他	・不当に得た利益を国庫に引き渡すよう求めることができる。 ※国に対する費用償還請求は認められている。	・カルテル庁は、経済的利益の剥奪を命じ、事業者に相当する金額の支払を課することができる。	・カルテル庁が経済的利益の剥奪を命じない限り、当該経済的利益の国庫への引渡しを請求することができる。 ※国に対する費用償還請求は認められている。
	金額の算定		・利益には、債務者が第3条違反に基づいて第三者又は国家に行った給付が算入されなければならない。 ・剥奪される利益の額は、競争法違反により購買者の負担で獲得された利益を基準にするが、この利益は、売上金額から、提供された給付の生産費用や経営費用や場合によっては生じる経営費用を控除した額から算定される(この取扱いについては、ドイツ刑法上の没収規定が、利潤のみを剥奪の対象とする純益主義から収入の全体を剥奪の対象とする総体主義に転換したこととの関係で問題があるといわれている。)。		
管轄					
手続上の特徴		個別訴訟・他の集団訴訟との関係			
		不服申立て			
証拠収集					
和解・取下げ					
分配		方法	・利益は国庫に帰属させる。 ※これに関し、改正理由書によれば、仮に請求権者(消費者団体等)に利益がとどまるとすると、事件と無関係な取立目的の動機から利益剥奪請求権が主張される危険があることに求められる、という(利益剥奪請求をする消費者団体の活動が、一部、公的資金によって財政支援されていることも根拠として挙げられている。)。	・利益は国庫に帰属させる。	・利益は国庫に帰属させる。
		分配に関する通知	—	—	—
保全					
その他			・複数の債権者が利益剥奪を請求する場合、民法第428条から430条までの規定(連帯債権関係に関する定め)が準用される。 ・利益剥奪請求権と損害賠償請求権及び罰金との調整規定が設けられている(違反行為者が既に罰金や損害賠償請求権などの履行により利益を支払っている場合は、既に支払った給付額は利益の算定において考慮される。利益剥奪請求権に係る利益の支払の後に損害賠償請求権の履行や罰金の支払を行った場合は、損害賠償請求や罰金に係る給付額について国庫から違反行為者に返還される)。		・複数の債権者が利益剥奪を請求する場合、民法第428条から430条までの規定(連帯債権関係に関する定め)が準用される。